



愛染まつり 大阪三大夏祭りの始まりだ。そのトップが、愛敬、人気、縁結びの愛染さん(勝鬘院)で、「愛染さんジャ〜!ホ・エ・カッ・ゴ〜」「べっぴんさんジャ〜!ホ・エ・カッ・ゴ〜」の掛け声で練り歩く「宝恵駕籠」はお祭りの風物詩である。日本の歴史に、神仏混合の風習が1300年も続いており、神主さんが仏像に手を合わせ、僧侶が神様にお祈りをするのも、明治初期に法律で「神仏分離」が行われるまでは日常的で、その名残が伝統行事として見られる。大阪三大夏祭りは、①愛染祭(6月30日〜7月2日)、②天神祭(7月24日〜25日)、③住吉祭(7月30日〜8月1日)。溢れる人の渦のなかで、国が違ってても熱狂する多くの旅人が、私たちと共に歓喜する姿に、心打たれる。平和な日本は素晴らしい。(天王寺にて) フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 標準報酬月額「随時改定」 ● 「算定基礎届」の提出はもうお済みですか？
- 国民年金保険料の免除制度をご存じですか？
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・ 被扶養者状況リストの提出期限は7月31日です
 - ・ 健康保険証の記載事項が変わりました
 - ・ メールマガジンのご案内

職場内で回覧しましょう

標準報酬月額「随時改定」

ベースアップなどがあつたときは、「月額変更届」を提出しましょう

健康保険・厚生年金保険の被保険者1人ひとりの標準報酬月額は、事業主からの届け出に基づいて決定されます。保険料額や保険給付額の計算の基礎となる重要なものですから、報酬月額は正しく届け出されることが必要です。

毎年4月、5月には一般的に事業所において昇給が行われることが多く、この定期昇給などにより被保険者が受ける報酬に変動が生じたときは、その3カ月後に標準報酬月額の「随時改定」に該当するかどうかを被保険者1人ひとりについて確認する必要があります。



随時改定とは

被保険者の標準報酬月額は、被保険者資格を取得したとき（取得時報酬決定）、および毎年7月に提出する「算定基礎届」（定時決定）によって決定されます。

しかし、これだけでは昇給や降給などで報酬が変動した場合、すでに決定されている標準報酬月額と現実には受ける報酬の実態がかけ離れてしまうことになります。

そこで、昇降給のあつた月以降、連続する3カ月間の報酬をもとにして計算し、4カ月目から標準報酬月額を改定することになっています。これを標準報酬月額の「随時改定」といい、このときに提出する届書が「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届」です。

随時改定の要件

随時改定は、次の3つの要件すべてに該当するときに行われます。

- ①昇給または降給などにより、固定的賃金に変動があつた。
- ②固定的賃金の変動月以降引き続く3カ月の報酬の平均額が、これまでの標準報酬月額と比較して2等級以上の差が生じた。
- ③変動月以降3カ月の報酬の支払基礎日数がいずれも17日以上だつた。

なお、固定的賃金の変動だけで2等級以上の差がなくても、残業手当等の非固定的賃金を含めた報酬で2等級以上の差がある場合は、この要件に当てはまるものとして取り扱われます。

固定的賃金の変動

固定的賃金とは、基本給、家族手当、役職給、住宅手当などのように支給額や支給率が毎月一定である報酬のことをいい、その変動とは次のような場合です。

- ①昇給、降給
- ②給与体系の変更（日給から月給への変更など）
- ③日給や時間給などの基礎単価の変更
- ④請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更
- ⑤住宅手当、役職手当などの固定的な手当の追加、または支給額の変更

「算定基礎届」の提出は もうお済みですか？

未提出の事業所は
至急届け出を
お願いします



健康保険・厚生年金保険では、毎年7月1日現在において在職している被保険者1人ひとりに対して、4・5・6月の3カ月中に支払った報酬を「算定基礎届」により届け出ることになっています。

日本年金機構では、この届け出に基づいて被保険者の標準報酬月額を決定し、原則として、その年の9月1日から翌年の8月31日までの1年間の保険料や保険給付の計算の基礎とします。

「算定基礎届」は被保険者にとってはもちろんのこと、事業主にとっても重要なものです。届け出が遅れたり、記入を誤ったりすると標準報酬月額の決定に支障をきたすばかりでなく、被保険者の利益にも影響を及ぼします。

届け出にあたっては、記入もれの被保険者がいないか、報酬の記入誤りがないかなど十分点検し、6月中旬頃までに管轄の事務センターから送付されている「算定基礎届総括表」および「算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）」にも必要事項を記入のうえ、あわせて提出してください。

「算定基礎届」の届け出は7月10日まで（提出日が指定されている事業所はその日）と定められていますが、なんらかの事情で期日までに提出されていないときは、至急管轄の事務センターまたは年金事務所へ届け出ましょう。

ご不明な点は… くわしくは管轄の年金事務所にお問い合わせください

ご家族に国民年金第1号被保険者がいらっしゃる方へ

国民年金保険料の 免除制度をご存じですか？

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。また、退職（失業）による特例免除もあります。



全額免除制度

保険料の全額（月額15,590円）が免除されます。

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2として計算されます。

●全額免除となる所得の条件

前年所得が【(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円】で計算した金額の範囲内であること
※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。

〈特例免除〉

特例免除は退職（失業）された方の所得を除外して審査をします。

通常であれば、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、特例免除は、退職（失業）された方の所得は審査の対象から除かれます。手続きには、失業していることを確認できる公的機関の証明（雇用保険受給資格者証の写しなど）が必要となります。

詳細は、最寄りの年金事務所・市（区）町村担当窓口までお問い合わせください。

一部免除（一部納付）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部免除は3種類です。納付額と年金額は以下のとおりです。

- 4分の3免除（3,900円を納付） → 年金額は5/8
- 半額免除（7,800円を納付） → 年金額は6/8
- 4分の1免除（11,690円を納付） → 年金額は7/8

●一部免除となる所得の条件

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の3免除 → 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 半額免除 → 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 4分の1免除 → 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。



ご注意ください!!

一部免除制度は、免除されていない保険料を納めていない期間は未納扱いになるため、将来の老齢基礎年金額に反映されず、また障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

若年者納付猶予制度

保険料の全額（月額15,590円）が猶予されます。

若年者納付猶予制度とは、世帯主の所得にかかわらず、保険料が猶予される制度です。厚生年金に加入していないフリーターなど、所得の少ない20代の方が対象です。

猶予制度を利用している期間は、不慮の事故や病気などで身体に障害が残った場合に受け取れる障害基礎年金の受給資格期間に算入されます。

ただし、追納しない限り将来受ける老齢基礎年金の年金額には反映されません（受給資格期間には算入されます）。

●若年者納付猶予となる所得の条件

前年所得が【(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円】で計算した金額の範囲内であること

※計算方法は全額免除制度の場合と同じですが、世帯主の所得は審査から除かれます。

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。



申請は…

お住まいの市(区)町村役場の国民年金窓口へご提出ください。平成27年度（平成27年7月～平成28年6月）の申請は平成27年7月から受付を開始しております。



申請可能期間が拡大されました

平成26年4月から、申請時点の2年1カ月前の月分まで、さかのぼって免除申請ができるようになりました。特例免除、学生納付特例の申請期間も拡大されました。

ただし、免除等の申請が遅れると万一の場合に障害年金や遺族年金を受けられない恐れがあります。すみやかな申請をお願いします。

保険料の追納について

保険料の全額免除や一部納付の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります（若年者納付猶予制度については、年金額に反映されません）。

そこで、これらの期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができるようになっています（保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます）。

詳細は最寄りの年金事務所・市(区)町村担当窓口までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

被扶養者状況リストの提出期限は7月31日です

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者認定状況の再確認を実施しており、事業主の皆さまには、本年5月末から6月末にかけて「被扶養者状況リスト」等を送付*しております。

「被扶養者状況リスト」等につきましては、健康保険の被扶養者資格の状況を確認のうえ、**平成27年7月31日(金)までに専用の返信用封筒にて**ご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

保険料負担の軽減につながる大変重要な事務ですので、ご多用中大変恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

*対象となる被扶養者がいない場合は、「被扶養者状況リスト」等は送付していません。



健康保険証の記載事項が変わりました

平成27年6月29日以降に協会けんぽが発行する健康保険証の記載事項を変更いたしました。

現行健康保険証

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	00163
	平成23年4月6日交付	
	記号 21700023 番号 21	
氏名	協会 太郎	性別 男
生年月日	昭和61年10月22日	
資格取得年月日	平成20年10月10日	
事業所名称	<input type="radio"/> 株式会社	
保険者番号	010100111	印
保険者名称	全国健康保険協会 <input type="radio"/> 支部	
保険者所在地	<input type="radio"/> 市 <input type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 町 <input type="radio"/> 〇-〇-〇	

新健康保険証

性別の位置を
変更します

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	00163
	平成26年6月25日交付	
	記号 21700023 番号 21	
氏名	協会 太郎	性別 男
生年月日	元年5月10日	
資格取得年月日	平成26年6月1日	
事業所名称	<input type="radio"/> 株式会社	
保険者番号	010100116	印
保険者名称	全国健康保険協会 <input type="radio"/> 支部	
保険者所在地	<input type="radio"/> 市 <input type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 町 <input type="radio"/> 〇-〇-〇	

二次元コード
を印刷します

Q 発行済の健康保険証は？

A 発行済の健康保険証は従来どおり使用できます。
※すでに発行されている健康保険証の更新(差し替え)はありません。

Q 二次元コードとは？

A 健康保険証に記載されている情報をコード化しています。協会けんぽから健康保険証を送付する際のチェックと、返却後の回収登録に使用します。加入者の皆さまのご利用に影響はありません。
なお、健康保険証右端の二次元コード部分は、返却後の回収登録に使用しますので、切ったり、汚したりしないでください。

※高齢受給者証も二次元コードを印刷します。
※二次元コードのない現行健康保険証は、記号番号等、記載されている情報を読み取りますので、健康保険証を切ったり、汚したりしないよう、お願いいたします。



協会けんぽへの
申請は郵送で！

協会けんぽで受付しております申請書はすべて郵送での提出が可能です。郵送での提出にご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ



登録無料

メールマガジンのご案内

～健康保険事務担当者さまにおすすめです～

メールマガジンに登録するとなにかいいことがあるの？

タイムリーな情報提供

リアルタイムな情報が届きます。毎月2回の定期配信と、至急お届けしたい情報は臨時号を配信する場合があります。何人ご登録をされても無料です(通信料別途)。

協会けんぽ大阪支部から事業所(事務ご担当者)さまへダイレクトに情報提供し、皆さまの事務をサポートいたします。

お役立ち・お得な情報提供

健康保険の制度改正や手続き、保険料率変更などの健康保険事務を行ううえで**重要な情報や参考になる情報**が届きます。メールマガジンで内容をチェックして、さらによくわしく知りたいときは**メールマガジン内の URL からそのままホームページ**で詳細が確認できます。

メールマガジンとはどんなもの？

内容

- ①健康保険の制度に関する**旬な情報**
- ②専門家による**歯と口の健康コラム NEW! (27年6月開始)**
- ③保健師・管理栄養士から**禁煙啓発情報 NEW! (27年5月開始)**
- ④健康保険給付申請について、担当者から**実務的なアドバイス**
- ⑤**Q&A**形式でよくあるご質問の回答
- ⑥医療機関検索、小児救急電話相談などの**お役立ちリンク集**

※いままでの配信内容については、バックナンバーをご参照ください。

登録は無料でカンタン！

※パソコン、スマートフォンのEメールアドレスをお持ちの方であれば、どなたでも無料で登録いただけます。携帯電話・PHSからはご利用いただけません。

1

- 協会けんぽ大阪支部のトップページ右下の「協会けんぽ大阪支部メールマガジン」のバナーをクリックします。

2

- 「協会けんぽ大阪支部メールマガジンの登録について」の「新規登録」ボタンをクリックします。

3

- 利用規約に同意のうえ、「大阪支部配信登録」画面の項目を入力してください。入力後、確認のうえ、登録ボタンをクリックすれば登録完了です。

登録者

10,000名突破！

ぜひこの機会にご登録ください。



メルマガを支店の事務担当者にもすすめておいたよ。

メルマガで知ったけど、医療費が高くなったときに負担額を軽くする制度があるんだね。



禁煙啓発情報で、従業員の健康管理を見直すきっかけになったわ。

協会けんぽ大阪支部
メールマガジン

- ✓お役立ち情報満載
- ✓登録は無料で簡単

配信回数

- ◆毎月2回配信
- ◆臨時号も配信



スマートフォンでの登録はこちらから



お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階